

しらゆり球友会 競技規則

少年野球用

しらゆり球友会審判部

制定 平成 5年 2月 12日

発行 平成 5年 4月 1日

改訂 平成 10年 3月 21日

改訂 平成 15年 4月 1日

改訂 平成 17年 3月 21日

改訂 平成 17年 6月 25日

改訂 平成 21年 4月 1日

改訂 平成 22年 3月 28日

改訂 平成 26年 3月 30日

改訂 令和 3年 8月 21日

第1項 総則

しらゆり球友会の競技(野球)運営は、次の各項により運営する。

第2項 適用規則

- (1) 規則は、各年度に発行される「公認 野球規則」および「競技者必携(全日本軟式野球連盟)」による。
- (2) しらゆり球場および他の競技場に於いて、定められたグラウンドルールを採用する。
- (3) 次に掲げる、第3項から第16項を適用する。

第3項 集合

- (1) チームは、競技開始30分前までに集合し、競技場に設けた本部席へメンバー表3部（氏名にフリガナを付して、かつ記載漏れのないこと）と試合球を2個持って集合し、球審またはその代理者立会いのもとに、攻守を決定する。

※…この時、球審またはその代理者はグラウンドルールを説明し、当該チームの了解を得なければならない。

- (2) 競技開始予定時刻に競技を開始できないチームは棄権とみなし相手チームを勝利とする場合もある。

第4項 ベンチ

- (1) ベンチは、組み合わせ番号の若いチームを一塁側とする。
- (2) ベンチに入ることを許されたもの(第5項による)以外、ベンチに入ることはできない。

第5項 ベンチに入れる人数

- (1) 監督 1名、コーチ2名以内、選手20名以内

※…いずれも登録されたチームのユニフォームを着用すること。

- (2) チーム責任者(または代表者)1名、マネージャー1名、スコアラー1名

※…必ずしも同一意匠のユニフォーム着用を条件としないが、競技に相応しい服装とすること。

第6項 背番号

- (1) 監督……………30番
- (2) コーチ……………29番、28番（1名の場合は29番をつけること）
- (3) 主将……………10番
- (4) 選手……………30番、29番、28番、10番を除く0番からとする。

第7項 ファールボール処理

- (1) 一塁・三塁側については、各々に位置しているチームが異物付着のないことを確認して球審に返却する。
- (2) バックネット側については、攻撃側チームが異物付着のないことを確認して球審に返却する。

第8項 攻守交代

- (1) 選手は駆け足で交代する。
- (2) ベンチを除いて、競技場にはグラブ、ヘルメット等、何も残してはならない。〈野球規則 3.14 項〉

第9項 応援

- (1) 競技中に役員・審判・関係者以外は、バックネット裏に位置してはならない。
- (2) 相手チームに対する表現の好ましくないヤジ等について、審判が注意したにもかかわらず、なおも繰り返された場合には、退場や退席を命ずることがある。
- (3) メガホン等を用いての応援をしてはならない。
※…ベンチで選手に指示を与えるためのメガホン1個については、この限りでない。

第10項 グラウンド整備

- (1) 第一試合終了以降は、試合終了後の両チームがこれに当たる。

第11項 禁止事項〈連盟取り決め事項〉

- (1) 競技場の内外を問わず、暴言を吐いたり競技の進行を妨げる行動、行為をしてはならない。
- (2) 競技場の内外を問わず、相手に手をかけるようなことがあってはならない。

※…競技場内において上記(1)・(2)に反した場合、審判員は当該者に退場を命じなければならない。

※…競技場の内外を問わず、本項の状態が発生した場合、「しらゆり球友会規約 第7章 罰則」を当該チームに課することとする。

- (3) 競技場内では、携帯電話、手袋、ガム、煙草等を用いてはならない。
- (4) 打者走者および走者に握手等をしてはならない。

第12項 正式試合

- (1) 学童部………7回戦または1時間30分を限度とし、4回を終了した時点で正式試合とする。
- (2) 学童部4年生以下……5回戦または1時間10分を限度とし、3回を終了した時点で正式試合とする。

※…試合時間については、しらゆり球友会の規則として定めたものであり、時間は審判が特定した時計による計測とする。

【第 12 項附則】

- ① 正式試合時間を完了して新しいイニングに入らない。
- ② 学童部は正式試合回数を完了し、または試合時間終了後同点の時は時間の許す範囲で、特別延長戦を行い、一回で決定しなければ二回行い、それでも決着がつかないときは抽選で勝敗を決定する。但し、天候が降雨の時は審判の判断に委ねる。(上限時間は高学年は 2 時間、低学年は 1 時間 30 分とする。)
- ③ 特別延長戦 (連盟特別規則)
後続打順とし、前回の最終打者を一塁走者、二塁、三塁には順次、前の打者を置いて無死の状態
でプレーを開始する。
- ④ 競技がダブルヘッターとなる場合、その対象チームが競技終了して少なくとも 60 分間のインターバルを置くこととする。但し、天候、時刻、若しくはチームの事情などにより、前記対象チームの了解があった場合に限り競技時間を繰り上げることができる。
- ⑤ 暗黒・降雨等により競技が打ち切りとなる場合、学童部は 4 回、4 年生以下は 3 回を終了して正式試合として成立するが、同点であった場合、均等回数の得点を以て勝利を与える。
※…例えば 5 回表、先行チームが得点し、次に後攻チームが攻撃中、同点若しくはリードしないまま競技中止となった場合、4 回以前の均等回数の得点差により勝利を与える。
- ⑥ 競技中、若しくは競技終了後であっても不正があった場合、それが勝利チームであった場合には、相手チームに勝利を与える。
- ⑦ 投手は一日の投球を 7 イニング (低学年は 5 イニング) までとし、それ以上を認めない。

第 13 項 決勝戦

- (1) 決勝戦は準決勝に続いてその日に行われることが多い、このためインターバルを置いて競技を開始する。決勝戦はコールドゲームなしで、7 回 (4 年生以下は 5 回) を行う。但し、上限時間を高学年が 2 時間、低学年が 1 時間 30 分を限度とする。尚、上限時間内同点終了の場合、第 12 項附則②に則り特別延長戦を行う。さらに同点の場合は抽選による決定とする。

第 14 項 三位決定戦

- (1) 三位決定戦は行わず、2 チームに三位を与える。

第 15 項 コールドゲーム

- (1) 学童部……………3 回終了時 10 点差以上もしくは 5 回終了時に 7 点差以上の場合。
- (2) 学童部 4 年生以下…3 回終了時 13 点差以上の場合。
- (3) 【第 12 項附則】⑤に関する暗黒・降雨等による競技中止の場合。

※…但し、決勝戦は暗黒・降雨等による場合以外、コールドゲームはない。

第16項 ボークについて

- (1) 学童部・4年生以下ともに、「公認 野球規則」および「競技者必携（全日本軟式野球連盟）」に基づいて裁定する。つまり、4年生以下においてもボークは注意を与えることなしに宣告される。ボークの裁定は一に審判の判断による。説明は状況に応じ審判の判断により、本人または監督・コーチに行う。

第17項 グラウンドルール

- (1) しらゆり球場…「しらゆり球場グラウンドルール」による。
- (2) 他の球場……別に定めるところによる。球審は当該競技場のルールをホームチームに確認し、相手チームに伝えるものとする。
- (3) 塁間、投手・捕手間の距離
 - ・学童部……塁間 23m、投手・捕手間 16m
 - ・4年生以下…塁間 21m、投手・捕手間 14m

第18項 チーム構成について

- (1) 選手の数に9名に満たない場合は、他の9名に満たないチームと合同チームを構成しても構わないものとする。（2重登録は不可）
- (2) 高学年チームを構成する場合で4年生以上で9名以上にならない場合は同様の他チームと合同チームを構成することを許可する。
- (3) 低学年チームを構成する場合で3年生以上で9名以上にならない場合は同様の他チームと合同チームを構成することを許可する。

第19項 規則の発効

- (1) 本規則は令和3年8月22日より発効する。

第20項 規則の改正

- (1) 本規則により競技を運営することに於いて、不合理となった場合、又は見直しなどにより改正を必要とする場合は、審判部で検討し総会の承認を得なければならない。

以 上